

KAMPO煎専堂についてのお知らせ

向夏の候、会員店様各位におかれましては益々ご隆盛の趣お慶び申し上げます。

弊社ではかねてより気軽に漢方の1杯飲みができるKAMPO煎専堂の加盟店を募っておりましたが、各自治体や保健所によって取り扱いや解釈がまちまちで、「構造設備の変更手続き」の許可申請の際に大変な時間を要しておりました。

そこで、この取り扱いや解釈を全国で統一してもらえるようにする為、厚生労働省・経済産業省へ問い合わせをしたところ、“お墨付き”をもらうことができました。

【経済産業省ニュースリリースより抜粋】

今般、事業者より、薬局及び店舗（以下「薬局等」）のある施設内に、漢方煎薬を購入した顧客が自ら煎じて服用できる「漢方セルフ煎じコーナー」を設置することについて、薬局等構造設備規則上の取り扱いに関する照会がありました。

経済産業省と厚生労働省が検討を行った結果、当該コーナーが薬局等から明確に区別され、当該薬局等の衛生状態に影響を与えないよう管理されるものであることから、薬局等構造設備規則に抵触するものではない旨の回答を行いました。

これにより、一層の企業経済活動の拡大に繋がると期待されます。

今までは



- 薬局・薬店スペースと漢方セルフ煎じコーナーは壁で仕切らなくてははいけない。
- 薬局・薬店スペースと漢方セルフ煎じコーナーで別の出入口を設けなくてははいけない。



- 漢方セルフ煎じコーナーについての申請は 特にしなくてもよい。

各自治体によって
対応がバラバラ・・・

これからは



- 漢方セルフ煎じコーナーは薬局・薬店面積の算出外とした専用スペースとする。
- 保健所へ構造設備の変更手続きを申請する。
- 薬局・薬店スペースと漢方セルフ煎じコーナーは床上ラインやパーテーションで区切れればよい。
- 薬局・薬店スペースと漢方セルフ煎じコーナーで別の出入口を設けなくてもよい。

各自治体での
対応が統一されます！

今後は各自治体や保健所での許可申請が以前よりスムーズに行えるようになりますので、この機会にぜひ、KAMPO 煎専堂導入をご検討くださいませ。

薬局等のある施設内への「漢方セルフ煎じコーナー」の設置に係る薬局等構造設備規則の取扱いが明確になりました

News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成 28 年 6 月 14 日

薬局等のある施設内への「漢方セルフ煎じコーナー」の設置に係る
薬局等構造設備規則の取扱いが明確になりました
～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の
事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

経済産業省ニュースリリース全文
⇒[http://www.meti.go.jp/press/
2016/06/20160614005/20160614005.pdf](http://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160614005/20160614005.pdf)



経済産業省にて回答書を受け取る
代表取締役社長 瀧沢 努

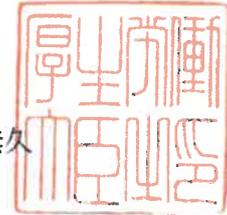
【お問い合わせ先】

担当営業又は
株式会社タキザワ漢方廠 店舗開発室
電話番号：048-687-4455

厚生労働省発薬生0606第70号
20160520情第5号
平成28年6月6日

株式会社タキザワ漢方廠
代表取締役 瀧沢 努 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



経済産業大臣 林 幹雄



規制について規定する法律及び法律に基づく命令の解釈等に関する回答書

平成28年5月20日付けで別添により確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 法令の解釈又は新事業活動等に関する法令の適用関係及びその理由
御照会の事業においては、漢方煎薬を購入した顧客自ら店内で服用する場所
が、薬局及び店舗販売業の店舗（以下「薬局等」という。）から明確に区別され、
当該薬局等の衛生状態に影響を与えないよう管理されるものであることから、
当該薬局等の構造設備について、薬局等構造設備規則第一条第一項第三号及び
第二条第三号の規定に抵触するものではないと解して差し支えない。
2. 現行規定において、新事業活動等の一部若しくは全部の実施が可能である
場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策がある場合はその内容。
特になし。

3. その他

特になし。

(注)

本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

2016年5月20日

経済産業省 林 幹雄 殿

住 所 埼玉県さいたま市大宮区堀の内町 2-623-1
名 称 株式会社タキザワ漢方廠
代表取締役 瀧沢 努



産業競争力強化法第9条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動又はこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈又は当該新事業活動若しくはこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

漢方煎薬は、正しく服用することによりセルフメディケーションの推進が可能となり、利用者の健康増進、ひいては、昨今社会的な課題とされている医療費の削減につながると期待されるツールである。しかし、その飲み方の特殊性や高難度なイメージから、特に新規の利用者には敷居が高く、加えて、販売を担当する薬局及び店舗販売業の店舗（以下、「薬局等」）の従事者も必ずしも漢方煎薬に通じているとは限らず、そもそも薬局等に商品ラインナップが充実していない等、まだまだ普及しているとは言えない状況である。

このような課題認識のもと、当社は、漢方煎薬が正しく服用されるための機会と知識を提供するサービス（以下、当該サービス）を、新規顧客を含む漢方煎薬利用者に対して薬局等にて実施し、漢方煎薬の普及と販売拡大を図ることを計画している。平成26年より、各所管保健所への届出等必要な手続きを経て、本ビジネスモデルを試行する為の店舗をオープンし、サービス契約を薬局等と締結することで、現在では約50店舗でサービスを実施中である。

しかし、これまでの手続きにおいても、当該サービスに係る届出や指導内容について、各自治体や保健所によって取扱いや解釈がまちまちであり、統一的な運用が出来ていないといった課題がある。この規制上のボトルネックを解消することで、全国各地で標準化された高い品質のサービスを提供することが可能となり、当該サービスを通じた健康増進への貢献を本事業の目標とし、さらには、地域にネットワークを持つ薬局等が未来型の健康ステーションとして活性化させることも中長期的な目標とする。

(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

現状は、薬局等にて漢方煎薬が大々的に取り扱われていないため、当該サービスを通じて漢方煎薬の販売体制を拡充することで、漢方煎薬の新規需要を開拓し、顧客のリピート化につなげることで、漢方煎薬販売量を拡大する。

また、当該サービスが薬局等で実施されることで、顧客の定着化・滞留化の効果も期待され、当該サービスを契約する薬局及び店舗における、漢方煎薬以外のアイテムの販売にも繋がると予想され、薬局等においても需要の拡大が発生する。

2. 新事業活動の内容

(1) 事業実施主体

- ・ KAMPO煎専堂 (カンポウセンジドウ) 本部 (甲)
- ・ KAMPO煎専堂加盟店 (乙)

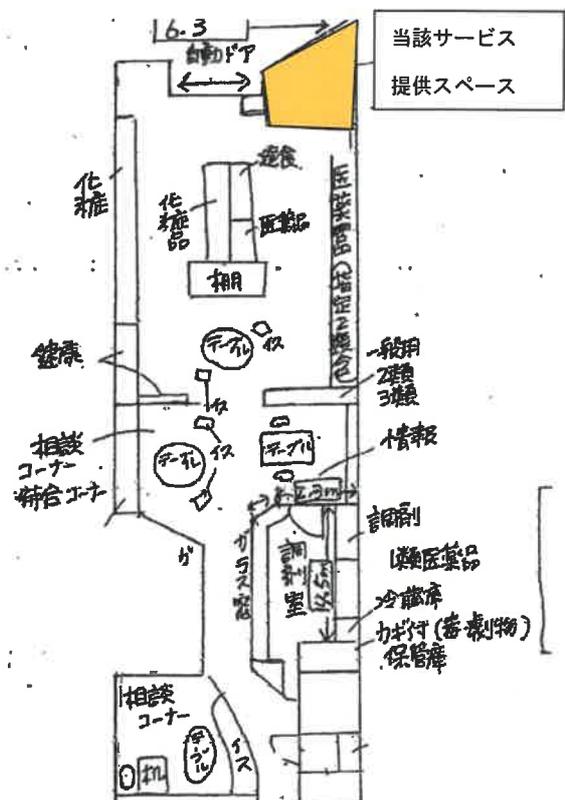
(2) 事業概要

甲は、取引のある薬局等からKAMPO煎専堂の加盟店を募る。薬局等はこれに応募し、加盟を認められた薬局等は乙となり、店内の床の上にライン等で薬局等から明確に区別し、薬局等面積の算入外とした専用スペースを設ける。乙は、甲の製造した漢方煎薬を販売し、甲の顧客(丙)はこれを購入する。丙は購入した漢方煎薬を乙の店内の所定の場所(漢方セルフ煎じコーナー)で服用する。

甲は、乙に対し、各種広報活動の提供、及び、従事者に対する漢方の知識習得の支援を行う。

なお、乙が当該サービスを実店舗に導入するに当たり、自治体や保健所へ構造設備の変更手続きの必要があると考えるが、当該サービス提供スペースは乙内に設置し、壁等の構造体での仕切りは実施せず、別途の出入口等も設けないことを想定している。

<イメージ>



<当該サービスの流れ>

- ① 薬局等（契約後、乙）は、甲のKAMPO煎専堂の加盟店に応募し、甲所定の加盟店規約書に署名、押印し、甲からスターターセットを購入する。
- ② 乙は、自店の店内に漢方セルフ煎じコーナーを設計し、所管保健所へ構造設備の変更手続きを届出する。漢方セルフ煎じコーナーは、見通しの良いところに設置し、必ずレジや事務所等、従事者が常駐する場所から目の届く地点に設けることとする。なお、漢方セルフ煎じコーナーは店内に設置するが、床上のラインやパーテーション等で薬局等から明確に区別し、薬局等面積の対象外として変更手続きを行う。
- ③ 乙は、甲の製造した漢方煎薬を薬局等内の情報提供を行う場所において薬剤師又は登録販売者に情報提供をさせた上で販売し、丙は乙からこの漢方煎薬を購入。その後、乙の店内の所定の場所（漢方セルフ煎じコーナー）へ移動する。
- ④ 丙は、漢方セルフ煎じコーナーにて、備え付けのウェットティッシュ等で手を洗浄。その後、漢方の煎じ方のパネル等を見ながら、あるいは従事者の説明に従ってご自身（セルフ）で漢方煎薬を煎じる。
- ⑤ 丙が、③で煎じた漢方煎薬をその場で、備え付けの使い捨ての専用紙コップで服用する。
- ⑥ 乙は、煎じるために丙が使用した煎薬ポット及びトングを、使用後洗浄する。

上記に加え、乙は、漢方セルフ煎じコーナーの衛生状況に常に配慮し、使用後は都度清掃を行う。さらに、定期的（1時間毎を想定）に漢方セルフ煎じコーナーの衛生状況の確認を行い、清潔を保つ。尚、確認についてのチェックリストは、甲がこれを具備し、乙はこれを遵守するものとする。

<甲の乙に対する支援内容>

- ① 甲は、乙の来客を支援するためKAMPO煎専堂の各種広報活動を行う。
- ② 甲は、乙の従事者を対象としたセミナー等を定期的で開催し、漢方の知識、接客マナーの習得を支援する。
- ③ 甲は、乙が各自店内に設置する漢方セルフ煎じコーナーの衛生面の確認のためのチェックリストを作成し、これを乙に遵守させる。

(3) 新事業活動を実施する場所

全国の薬局等を対象として加盟店の募集を行い、事業を展開する。

3. 新事業活動の実施時期

必要書類や契約文書等は準備できているため、本照会内容を確認できた後、直ちに開始予定。（2016年6月頃を想定）

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

薬局等構造設備規則（昭和三十六年二月一日厚生省令第二号）

（薬局の構造設備）

第一条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。

三 当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。

（店舗販売業の店舗の構造設備）

第二条 店舗販売業の店舗の構造設備の基準は、次のとおりとする。

三 当該店舗販売業以外の店舗販売業の店舗又は薬局の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。

5. 具体的な確認事項

本照会書2.に記載する通り、本事業では、漢方煎薬を購入した顧客自ら店内で服用する場所（漢方セルフ煎じコーナー）が、薬局等から明確に区別され、当該薬局等の衛生状態に影響を与えないよう管理されるものであることから、当該薬局等の構造設備について、薬局等構造設備規則第一条第一項第三号及び第二条第一項第三号の規定に抵触するものではないと解して良いか。

6. その他

特になし。